

職員の勤務地の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年四月一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県教育委員会規則第十号

職員の勤務地の特例に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務地の特例に関する規則(平成二十年佐賀県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(学校を除く。以下同じ。)」を削る。

第三条に次の一項を加える。

2 職員が、大学その他の教育機関における単位の履修を命じられた場合の勤務地は、当該大学その他の教育機関が講義等を行う主たる場所の所在地とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。